

平成28年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成28年5月12日(木)

愛知県障害者施策審議会

平成28年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

平成28年5月12日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場所

愛知県自治センター6階 602・603会議室

3 出席者

井上委員、宇佐美委員、岡田委員、川崎委員、園田委員、高橋会長、都築委員、土本委員、徳田委員、長谷委員、野田委員、牧野委員、武藤委員、渡辺委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成28年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、長谷川健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

皆様、こんにちは。

愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、平成28年度第1回愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

そして、日頃から本県の障害者施策の推進に御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

御承知のように、昨年度は3回の会議に加えまして、当審議会の下に設置いたしましたワーキンググループを3回開催いたしました。各会議とも大変熱心に御議論いただきまして、委員の皆様から様々な御意見・御提言を賜りました。本当にありがとうございました。

特に、障害者差別解消推進条例の制定、並びに障害者計画の策定に関しましては、審議会はもちろんワーキンググループ等を通じて熱心に御議論いただきました。おかげをもちまして、条例については昨年12月に公布・施行、障害者計画については今年3月に策定・公表させていただいたところです。

今後、この条例及び計画に基づく取組を、市町村、関係機関、関係団体の皆様方と連携をして着実に進めてまいりますので、御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、本日は今年度第1回目の審議会であり、次第にありますように議題が1件と報告事項が4件ございます。

議題の「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）」につきましては、今年3月29日の知事定例記者会見におきまして、この障害者施策審議会等の御意見を踏まえ検討を進めることを知事から発表させていただきました。今後、皆様から御意見をいただきながら、条例案をまとめてまいりた

いと考えておりますが、短い期間の中で集中的に議論していくためワーキンググループを設置したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

一方、報告事項につきましては、今年3月に策定いたしました「愛知県障害者計画の策定について」を始め4件について御報告をさせていただきます。

また、当審議会の委員の皆様任期につきましては、今年6月末までとなっており、本日は、現在の任期中としては最後の審議会となるかと存じます。この2年間の任期中におきまして、貴重な御意見を沢山いただきましたことに対し、重ねて厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の審議会におきましても、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の14名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。

4月28日（木）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴は2名でございます。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。

お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、願ひいたします。

8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、A3判で資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、A4判の冊子で資料4、A3判で資料5でございます。

また、平成27年度の愛知県地方精神保健福祉審議会の資料を、あわせて机上配布しております。

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、初めにお名前を言っていただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋会長に願ひしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願いいたします。

9 会長挨拶

改めまして、皆様こんにちは。

会長を務めさせていただいております高橋脩と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

先程、健康福祉部長の御挨拶にもありましたが、昨年度は、重要な取組課題が多く、大変な年でした。

皆様のおかげで無事に終了し、県の施策にいささかなりとも貢献できたのではないかと思います。委員の皆様及び事務局の皆様、本当にありがとうございました。

さて、今回は今年度最初の審議会であり、内容は、先程、健康福祉部長の御挨拶にもありましたとおり、議題が1件と報告事項が4件であります。

特に、議題とされている条例につきましては、障害の有無にかかわらず、相互の理解を深め、共生社会を実現していくために、大変重要な議題であり、しっかり検討してまいりたいと考えております。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いしたいと存じます。

報告事項も含め、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

また、委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

10 議事録署名者指名

それでは、議事に入る前に、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、宇佐美委員と土本委員をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

11 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいりますが、本日の会議の終了時刻は、16時を予定しておりますので、よろしく申し上げます。それから先程、要約筆記について、事務局の方からお願いがありました。お名前を言っていただき、ゆっくりと大きな声で、お一人おひとり御発言いただきたいと思っております。要約筆記は初めての取組であり、こういったことに慣れていただくことは、情報のバリアフリー化という点で非常に重要だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、議題「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）について」、事務局から説明をお願いします。

12 議題 手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）について

障害福祉課 柴田補佐

それでは、私から本日の議題であります「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）について」御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。

まず、条例の名称であります。手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例となっておりますが、これは仮称でございます。条例名についても今後検討してまいりたいと考えております。

1「条例制定の趣旨」でございます。昨年度、審議をしていただきました愛知県障害者差別解消推進条例が今年4月1日から全面施行となりました。当条例の施行に伴いまして、障害のあるなしに関わらず、お互いに理解し合うため、手話や点字、要約筆記などによる意思疎通の必要性がますます高まっているところでございます。また、これに加えまして、本県では南海トラフを震源域とする大規模地震の被害が予想されておりますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の障害のある方への情報提供が課題となっております。

こうしたことから、言語である手話を始め、点字、要約筆記などの意思疎通手段の一層の普及を図るため、

本条例を制定するというものでございます。

なお、この後、本資料の3にも出てまいります。現在、都道府県では、鳥取県始め6県で、手話言語条例が制定されておりますが、手話に加え、点字や要約筆記等まで対象を広げた条例の制定は、本県が都道府県初になるものと考えております。

続きまして、2「条例制定の背景」でございます。先程の条例制定の趣旨とも重なりますが、背景は、大きく3つございます。

まず、1つ目は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び愛知県障害者差別解消推進条例の施行に伴うものでして、法などで求めております社会的障壁を除去するために必要な合理的配慮の提供に当たり、建設的対話による相互理解を進める手話や点字、要約筆記等による意思疎通の必要性が高まっていること。また、手話通訳や要約筆記等の意思疎通支援に対する関心の高まっていることがあります。

2つ目は、東日本大震災を踏まえた大規模地震被災時の意思疎通に関する課題であります。全国社会福祉協議会の災害時の障害者避難等に関する研究によりますと、東日本大震災時には、避難所における生活等の場面で必要な配慮がなされなかったこと。また、災害情報、避難情報、支援情報がきちんと伝わらなかったこと、共有できなかったことなどの課題がございました。そのため、避難所において、医療関係者の派遣時には、手話通訳者等の帯同を行うなどをして、コミュニケーションが十分に図られるようにする。また、字幕放送、手話放送など多様な情報伝達手段の活用が必要となる。さらに、避難所において、必要な支援が得られるように、手話通訳者、要約筆記者などの必要な配置が的確になされるような体制づくりが必要になってくる。そのような対応が今後ますます必要になってくるというものでございます。

3つ目は、本県の議会では、平成26年3月に手話言語法の意見書を採択しておりますが、平成28年3月までに全国全ての自治体であります1,788団体において、意見書が採択されており、手話の普及に関して、自治体が条例を制定していく動きが高まっているというものであります。

以上、大きく3つの背景のもと、条例の制定を行うものであります。

続きまして、3「他自治体における条例制定状況」であります。手話言語条例は、都道府県では、6県で制定されておまして、一番初めに制定されたのが鳥取県で平成25年10月でございました。後ろの長野県、埼玉県、沖縄県は、今年3月に制定されております。市町村ですと、現在41市町で制定されておりますが、愛知県内の市町村においての制定はありません。手話の他、その他の意思疎通支援まで対象を広げた条例でございますが、現在3市でございます。兵庫県明石市、千葉県習志野市、兵庫県の小野市でございます。都道府県では、手話以外に対象を拡大しているところはございません。

続きまして、4「条例の基本的な考え方」であります。まず、言語である手話及び意思疎通のための手段の普及に関しての基本理念を定め、その基本理念の下、県、県民及び事業者の役割を明らかにしてまいります。また、施策の基本となり事項も定めまして、障害のある方もない方もお互いに個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することというのが、条例の基本的な考え方となります。

続きまして、5「条例の位置づけ」でございます。本条例は、障害者基本法の趣旨及び規定を踏まえまして、手話等の普及に関する県の理念を示し、施策の大枠を定めるものとしたします。いわゆる理念条例となります。

続きまして、6「対象とする意思疎通のための手段（案）」でございます。手話、要約筆記等の文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、代筆、代読、その他意思疎通の支援を図るための用具と考えております。

続きまして、7「条例構成項目（案）」でございます。まず、①が前文、ここで、背景や手話に対する認識などを記載します。②が目的。③が基本理念。④が定義。⑤が県、県民、事業者の役割。⑥が手話その他の意思疎通のための手段の普及、ここで、取組施策の大枠を定めていきたいと考えております。

他県の条例の項目、内容でございますが、資料2ページから5ページにあります。

参考資料といたしまして、他県の条例として、鳥取県、神奈川県、長野県の3県のものをつけさせていただきました。一番左の欄に項目がございます、どの県も前文から始まり、目的、定義、理念、県の責務など、項目ごとに並べております。また、参考に御覧になっていただければと思います。

次に、資料1-2を御覧ください。資料の右側、条例の「検討体制(案)」でございます。

記者会見の際に、知事が申し上げましたが、この愛知県障害者施策審議会の下に、ワーキンググループを設置いたしまして、検討をしてみたいと考えております。

ワーキンググループの構成員ですが、表にございますとおり、当事者団体から9名、支援者等から3名、学識経験者から2名の計14名を考えております。ゴシックになっているところは、愛知県障害者施策審議会委員所属の団体となっております。対象範囲を、手話だけでなく、要約筆記などその他の意思疎通支援まで幅広く拡大しておりますので、その対象者も聴覚障害のある方だけでなく、難聴や盲ろうの方ですとか、視覚障害、知的障害のある方、失語症の方までといったように大変幅広くっております。できる限り、多くの関係者の方から、御意見を聴かせていただけるような構成となっております。

続きまして、下の「検討のスケジュール等(予定)」でございますが、ワーキンググループは3回開催を予定しております。

1回目のワーキンググループでは、事務局から条例の趣旨を説明、骨子案の提示、課題の整理をさせていただきます。

2回目のワーキンググループでは、事務局から条例案を提示し、内容について検討していきたいと考えております。

3回目のワーキンググループでは、事務局から修正案を提示し、内容の確認や取りまとめをしていきたいと考えております。

順調に、ワーキンググループで検討が進みましたら、次回の愛知県障害者施策審議会で、条例案について御意見を伺わせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

高橋会長

ただいま、事務局から「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)について」、趣旨やワーキンググループの設置について説明がありました。

このことについて、御意見や御質問等があればお伺いします。

野田委員

ワーキンググループの中に、日本ALS協会が入っているので大丈夫かとは思いますが、資料1-1の対象とする意思疎通のための手段のところ、ALS患者に有効と聞いている視線入力については、その他の意思疎通の支援を図るための用具に含まれていると考えてよろしいでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

ALS患者さんのための視線入力装置については、資料1-1の6「対象とする意思疎通のための手段(案)」の2つ目の項目の最後「その他の意思疎通の支援を図るための用具」に含んでおります。

野田委員

できれば、視線入力という言葉も普及していただきたいので、明文化していただければありがたいです。

高橋会長

では、その点についてもよろしく申し上げます。ちなみに、視線入力という言葉が御存じない方も多いため、どのようなものかその概要を御説明いただけますか。

野田委員

A L S 患者さんは、手足が麻痺してしまっていて、唯一瞬きと目の視線だけを動かすことが可能であります。今までは、瞬きをしていただく、又は文字版に触れることができる方は文字盤に触っていただくなどをしていましたが、視線入力では、キーボードを目で追うと文字を入力できます。

これは使われ出して間もないですが、かなり有効であり、A L S 患者さんには光明であると認識しております。

高橋会長

視線で、いわば指さしができるということですね。ありがとうございます。

岡田委員

他県では手話に限定した条例が、愛知県では、手話以外のその他の意思疎通の支援を図るための用具も含めるということでした。

発達障害の人たちも、今ではコミュニケーションボードやアイパッドなどで、自分の意思を伝えることが少しずつできるようになってきました。ぜひ、様々な障害のある方が利用できる条例にしていってほしいという希望を持っていますので、よろしく願いいたします。

障害福祉課 保木井主幹

様々な障害のある方の意見を伺いたいと考えており、ワーキンググループの方には、様々な障害のある方に御参画をいただこうというものであります。

園田委員

手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例ということで、とても嬉しく思っておりますが、手話が認められなかったという歴史があります。

具体的には、皆様のお手元にあります「手話で Go!」の中にも記載されていますが、社会に参加するためにはコミュニケーションの方法は色々ありますが、聾学校に通っている時などは、手話が禁止されており、口話や聴力を活かす訓練を行っていました。そのため、学力がなかなか高まらなかったということもあります。手話が認められなかったので、仕方ないのでそれに合わせようとしてきましたが、実際に社会に出て、声を出しても、周りの人には変な声だと思われたり、伝わらなかつたりなどがありましたので、今回の条例については、とても嬉しく思います。

ただし、条例を作るためには、教育の場において、どのように手話を広げるのかという心配があります。

例えば、生まれた子が聞こえなかった場合、病院に行くのは良いのですが、今、人工内耳の手術をする事例がとても増えています。親も手話ではなく、音声言語を身に付けさせたいと思うので、そちらに片寄ってしまいます。親に対して、色々な方法があるという情報がきちんと提供され、親がその中から選ぶという状況であれば良いのですが、まだその状況にはなっていないと思います。このため、人工内耳の手術を受けた方がどのくらいいるのか調べていただきたいと思います。

また、聞こえない高齢の方についても、過去には子どもつくってはいけないという風潮があり、子どもつくれなかったという人が何人もいます。それで今一人暮らしになってしまった人が多く、介護が必要になり施設に入ったとしても、言葉が話せず、とても孤独になっていますので、その辺についても把握していただきたいと思います。

さらに、まだ先になるとは思いますが、条例ができた後、県の責任で、手話だけでなく字幕もつけてもらえるのかどうか、その辺りについてもお話しいただければと思います。

障害福祉課 保木井主幹

1点目の人工内耳を選択するのかどうかの取扱いについては、ワーキンググループの場において、どういった周知方法があるのか、又そのためにどのような規定をするのが良いのか御意見をいただきたいと考えております。

また、人工内耳を付けた患者数ですが、手元に資料がないので、数が把握できるかどうかも含めて、一度確認しておきます。

次に、一人暮らしの障害のある高齢者の数の把握については、非常に難しいというか、できないのかなと考えておまして、我々が持っているデータの中では、数は把握していません。

条例制定後に、県の責務において字幕を付けていくのかについてですが、まずは県民、事業者の皆様の意識を高めていくのがスタートであるのかなと考えております。

園田委員

分かりました。もう1つ別のことでよろしいでしょうか。

資料1-1の7「条例構成項目(案)」のところで、①前文、②目的、③基本理念、④定義、⑤県、県民、事業者の役割、⑥手話その他の意思疎通のための手段の普及と6つありますが、とても大事なものはありません。

他県の条例を調べますと財政のことが書いてありますが、愛知県の条例では、考えないということでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

財政のことを考えないというわけではありません。他県の条例にも財政的な部分の規定はありますので、当然そのことも含めて今後議論していくことを考えております。

高橋会長

園田委員がおっしゃったことは、聴覚障害の方の人権侵害の歴史的背景をきちんと踏まえる必要があるということだと思います。

また、乳幼児から高齢者まで、意思疎通のバリアによって起こっている問題について、しっかり現状を把握した上で、条例を制定していくべきだという趣旨であったかなと思います。ワーキンググループの中では、そういったことも踏まえて議論を深めていただきたいと思います。

渡辺委員

普通の文字を点字にする点訳についてですが、私の住んでいる市では、ボランティアの方が主に点訳作業を行っているようです。その際の点訳の技術が、ボランティアの方一人一人様々なのが現状でして、点訳していただく際には、ボランティアや行政職員の方を巻き込んで、責任を持って読みやすく正しく点訳する仕

組みのようなものがあると良いと思います。

また、点訳の資格のようなものがあるようで、そういった資格を持った方が増えていけば大変ありがたいなと思いました。

障害福祉課 保木井主幹

点訳についての公的な資格はないと認識しています。

技術的な違いがあるということにつきましては、点訳を行っている方にもワーキンググループへ入っていただき、現状等について御説明いただきながら、課題を整理していきたいと考えています。

高橋会長

ワーキンググループを設置した際には、本審議会で各委員からこんな意見が出ましたと紹介していただいて、それを反映して検討していただきたいと思います。そうすると、いただいた意見1つ1つが活きてくると思いますので、よろしくお願いします。渡辺委員よろしいでしょうか。

渡辺委員

公的な認定資格か分からないですが、ボランティアの方の中でも、そういった資格を持っている方がいて、やはり資格を持っている方は正しい点訳をしてくださいます。

私も、そういった方が作成した正しい点字を読ませていただいたこともあります。資格の名前は忘れてしまいましたが、各年か2年に一度受けにいつていると聞いていますので、よろしくお願いします。

井上委員

先程、岡田委員からもお話しがありましたけれども、精神障害者はコミュニケーションがとりづらい人が多いです。

この条例は大変結構なことなのですが、精神障害者にも配慮されているのでしょうか。

高橋会長

そのことについては、ワーキンググループの構成員にも関わってくるのかなと思います。いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

ワーキンググループの構成員を考えるに当たりましては、聴覚に障害のある方には手話通訳や要約筆記・盲ろうの方には触手話や指点字、視覚障害のある方には代筆・代読・点訳、知的障害や発達障害のある方にはコミュニケーション支援としての平易な表現、ALS患者には視線を使った情報伝達機器、失語症の方には代読といったものがコミュニケーション手段として必要であると考えております。

確かに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮という点では、精神障害のある方との意思疎通において、伝え方の工夫が必要であると考えています。

しかし、いわゆるコミュニケーション手段というところで、情報媒体、伝達手段について何か加工しながら行う必要があるかどうかという点を考えまして、ワーキンググループのメンバーを考えており、精神障害のある方は入っておりません。

高橋会長

井上委員いかがでしょうか。よろしいですか。

井上委員

納得しました。合理的配慮の中でしっかりやっていただけたと思いますので、大丈夫です。

高橋会長

ワーキンググループを設置して、ワーキンググループのスケジュールに沿って検討していくことになりましたが、そこでの検討結果が7月28日の第2回の審議会に上がってきます。

その時にも御意見をいただくということで、事務局におかれましても、よろしくをお願いします。

長谷委員

小樋委員への質問票にも読み仮名を振っていただいているので、当たり前のことになっていけば良いのですが、色々な資料や配付物において、簡単な表現、及び読み仮名が振ってあれば、理解できる方がかなりいると思います。

読み仮名については、最近シンポジウム等の資料でも振られていることが多いですし、必要ですかと申し込みの段階で聞かれることもあります。

そういった基本的な事が抜け落ちないようにしていただきたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

今後、委員の方々にも確認していきながら、必要な対応をさせていただきたいと思います。

高橋会長

ありがとうございます。まだ、御意見いただいている方もいらっしゃると思いますが、色々な角度から御意見をいただきました。今まで知らないこともお教えいただいたりして、とても参考になったかなと思います。

その他いかがでしょうか。

土本委員

意思疎通のための手段ということで、手話のことや点字のことなど様々なこと出ておりますけれど、愛知県の場合ですと、盲学校も聾学校があり、学校には手話や点字に精通された先生方がいらっしゃると思います。

私自身、盲学校にいた時に、パソコンを使って資料を点訳することがありました。しかし、正しく点訳されているか自分では分からなかったので、点字資料の先生に最終確認していただいた上で、内容について了解いただければ配布していたということがあります。

このように、共通理解を持った正しい点訳の普及について考慮していただきたいと思いました。

高橋会長

ありがとうございました。大切な御指摘だと思って聞いておりました。

その辺りも考慮して、検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。

牧野委員

育成会は知的障害者になりますので、意思疎通については関係ないかなと思われているかもしれませんが。実際は、就労支援受給者では意思疎通について影響は少ないです。ただし、生活介護受給者では意思疎通について影響は少なからずあります。

育成会の中で自主的な活動として本人部会があります。本人部会では5～6人がグループとなり自由な意見交換の場としてとらえています。順番に意見を述べる時に、なかなか言えない時は無理に急がせず待つことにより自分の思いを述べるできるようになります。

このように、本人部会は知的障害者自身が本人の意思を伝える場として、お互いの意見交換をしています。

高橋会長

コミュニケーション手段への配慮だけでなく、実際の会議やコミュニケーションの場面における様々な工夫を同時しないと意思疎通支援にならないという意見だったかなと思います、

こういったこともワーキンググループで検討を深めていただく時に取り入れていただければと思います。

私の方から1つ園田委員にお聞きしたいのですが、先程、『手話で Go!～手話言語法制定に向けて～』という全日本ろうあ連盟のパンフレットをいただきました。

とても簡潔に書いてあって参考になったのですが、手話とは、自然手話ないしは日本手話のことをおっしゃっているのか、それとも日本語対応手話も含めておっしゃっているのか、そのところをぜひお聞きしたいと思います。

それによっては、啓発や教育の方法が大きく変わるのではないかと思います。

園田委員

手話というと、日本手話と日本語対応手話の2つありますが、基本的には違いはありません。

例えば、教育の問題にも関わってきますが、私の場合は、手話をきちんと学んでいなくて、見本のような先輩を見て学んできました。

手話と日本語は文法が違います。手話は視覚的に見てイメージを手足で表しますが、日本語は文字を見て文章に合わせて話します。難聴の方など突然聞こえなくなった方は、日本語を獲得していらっしゃるのですが、日本語を手話に合わせて表現する方もいます。

国が手話言語法を作っただけであれば一番良いのですが、なかなかそのような動きはありません。アメリカの場合ですと手話言語法があり、学校の中で初めから手話を学んでおり手話が広まっています。日本の場合では、小中学校で英語を学びますが、手話は学びません。同じように手話も言語である認められれば、教育の場でも手話が広がっていくと思います。

生まれつき聴覚障害のある方と中途失聴の聴覚障害のある方の手話は少し異なるところもありますが、基本的には同じ手話だという考えです。これでお答えになっているか心配ですが、大丈夫でしょうか。

高橋会長

よく分かりました。では、そのような考え方に基づいてワーキンググループでの検討を進めていくということでもよろしいでしょうか。

園田委員

はい、大丈夫です。もう少しよろしいでしょうか。例えば鳥取県の場合は、手話言語条例ができてから、聾学校の中で手話による教育が始まっています。自由に手話で話すように変わってきていると聞いています。

補足しますと、今まで聾学校の中でも手話で教えるということはなかなか広まっておらず、口話という相手の口の動きを読み取る方法で教育がされていました。

そのために、自分達の言語である手話がないがしろにされ、自分の母語が確立できないまま成長しておりますが、最近になってようやく、手話で教えることや手話で学ぶことができるようになったと聞いています。

高橋会長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

改めてですけど、条例制定の趣旨とワーキンググループ設置についての案が示されているわけですが、この方向性でよろしいでしょうか。

1つ、私からも言わせていただきたいのですが、現実の直面している個別課題としては案によっているようなことがあるのですが、もう少し理念的なことを入れてもよいのではないかと思います。障害者権利条約の第2条に、障害の有無にかかわらず権利の主体として自由権や社会権があり、それを阻むものとして、意思疎通のバリアがあるとあります。そういった原則をきちんと踏まえた趣旨にしてはどうだろうかと思えます。

ワーキンググループで検討していただく際には、権利の主体として、生きる、情報を得る、そして自分を主張するということを阻むものとして、様々な意思疎通上の問題があり、それを解消し、主体的に生きることができるようにするために条例を制定するということを明文化することで、障害者権利条約及び障害者基本法と連動した条例になるのではないかと思います。

いかがでしょうか、事務局から一言お願いします。

障害福祉課 保木井主幹

今会長からお話がありましたことについては、条例の案文を作っていく中で、例えば前文の中でそういった背景や趣旨を踏まえておいて、条例の目的の中でも、もう一度触れるということも考えられるのかなと思いますので、案文作りの際に参考にしながら、御提示できればと思います。

高橋会長

ありがとうございます。

本日は議題が1つなので、ゆっくり議論できましたが、皆様もうよろしかったでしょうか。

御意見もないですので、この件はこれで終わりたいと存じます。

それでは、条例制定に係るワーキンググループの設置の案について、皆様御了承いただくということでもよろしいですか。では、御了承いただきましたので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、報告事項に移ります。本日報告事項は4件あります。4件すべての説明をしていただいた後に御質問や御意見等を伺うこととします。

それでは、報告事項（1）「愛知県障害者計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

1.3 報告事項(1) 愛知県障害者計画の策定について

障害福祉課 渡辺補佐

私の方からは、愛知県障害者計画の概要について説明させていただきます。

お手元の資料2でございます。

本日お示ししている資料については、平成28年2月19日に開催しました前回の施策審議会でお示しさせていただいた概要の資料と基本的に変わるところはございません。

一部委員の方も変わられておりますので、簡単にはございますが、説明をさせていただきます。

この計画は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として位置付けるものでございまして、(2) 経緯にございますように、21世紀あいち福祉ビジョン、続いて、あいち健康福祉ビジョンにおける障害のある方に係る記載部分を障害者計画として施策の推進を図っております。このあいち健康福祉ビジョンの計画期間の最終年度が平成27年度であるため、あいち健康福祉ビジョン2020を引き続き障害者計画として位置付けます。

続いて、下の2「目標年次」ですが、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間としております。

次に、1ページ右側の3「基本的な考え方」でございます。(1)の基本理念は、現行のビジョンを引継ぎ、ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいちであります。あいち健幸社会の実現ということで、(2)のめざすべき健康福祉社会の姿であります。子どもや障害のある人など、すべての人が活躍する「人が輝くあいち」でございます。その下に、囲みでございます障害のある人のめざすべき具体的な状況は、記載のとおりでございますが、3つ目の丸は、パブリック・コメントにおいていただいた意見を踏まえ、追加したものでございます。

次に、4「計画の施策体系」でございます。1ページめくっていただき、2ページの別紙のとおりとなっております。この施策体系につきましては、これまでに障害者施策審議会等で意見をいただき、まとめたものでございまして、あいち健康福祉ビジョン2020では第4章「IV 障害者支援 ～身近な地域でともに暮らせる新しい社会に向けて～」の記載部分が障害者計画となっております。

次に、右下5の「計画の推進」でございます。一つ目の丸にございますように、このビジョンは、包括的な視点で健康福祉分野全体の施策の方向性を示し、各個別計画と一体となって取組を推進するものでございますが、障害分野の個別計画は、昨年3月に策定いたしました第4期愛知県障害福祉計画となります。そして、3つ目の丸にありますように、知事を本部長とします「健康福祉ビジョン推進本部」におきまして、年次レポートを作成し、進行管理してまいります。この愛知県障害者施策審議会においても御意見をいただき、年次レポートを作成し、計画に記載した内容が一層進んでいくよう取り組んでまいりたいと考えております。

計画につきましては、今年3月22日の健康福祉ビジョン推進本部おきまして、あいち健康福祉ビジョン2020として策定・公表しております。

計画の全文については、本日机上配布等しておりませんが、現在県のホームページにおいて公表しております。今後、7月末頃を目途としまして、印刷・製本を行い、完成し次第、委員の皆様にも配付させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

それぞれの課題についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導賜りますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

高橋会長

ありがとうございます。

続いて、報告事項（２）「愛知県障害者差別解消調整委員会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

14 報告事項（２） 愛知県障害者差別解消調整委員会の設置について

障害福祉課 伊藤主任主査

私から報告事項（２）障害者差別解消調整委員会の設置について御報告させていただきます。

資料３の１ページをご覧ください。本委員会は、障害を理由とする差別を受けたと認める障害のある人等からの求めにより、知事が、事業者に対して助言、あっせん又は指導を行うに際し、必要に応じて意見を聴くため、愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、本年４月１日に設置されましたところでございます。

本委員会の組織、運営等に関することについては、条例及び愛知県障害者差別解消調整委員会規則で定められておまして、資料３ページと４ページに参考資料として添付しております。

それでは、委員会の概要について御説明させていただきます。

まず、委員でございますが、条例で学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命すると規定されておまして、２ページ目の名簿のとおり、学識経験のある者が３名、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者が６名、事業者を代表する者が６名の計１５名の方を任命しております。また、任期は２年でございます。なお、差別は幅広い分野で発生する可能性があることから、規則第６条に基づき、事案によっては、その分野における専門家等を専門委員として置くことができることとしております。

次に、委員会の役割でございます。知事が不当な差別的取扱いに関する事案の解決のために必要な助言、あっせん又は指導を求められた場合、助言、あっせん、指導等を行う判断に当たりまして、専門家等の意見を聴く必要があると認める事案に対し、意見を答申します。例えば、当該事案が不当な差別的取扱いに該当するかの判断が困難な場合や当該事案における財、サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、「正当な理由」に相当するかの判断が困難な場合などに意見聴取をすることとしております。

次に委員会の構成でございます。正式には、２７日（金）に予定されております第１回会議の全体会に諮って決定いたしますが、調整委員会に規則第７条に基づく部会の設置を考えており、個別の案件については、部会で審議することを予定しております。なお、全体会におきましては、委員会の運営その他必要な事項の決定、部会が行った答申の報告等を行うことを予定しております。

最後に、相談及び解決の流れ全体における調整委員会の位置付けについて、資料右側にスキーム図で示しております。差別については、その大部分が事業者側の障害者差別の禁止についての理解不足が原因で発生するものと考えられることから、相談を受けた相談窓口による助言や啓発を行うことにより、障害のある方と事業者の建設的対話による相互理解によって解決を図ることを原則としております。しかし、それで解決が図られない場合は、障害のある方等からの求めにより、知事が助言、あっせん、指導を行うこととしております。その際、必要に応じて調整委員会の意見を聴くこととしていただいております。

なお、条例では、あっせん案を受諾しない場合や指導に従わない場合については、勧告、勧告に従わない場合は公表ができると規定しております。

以上、簡単ではございますが、障害差別解消調整委員会の設置について御報告を終わらせていただきます。

高橋会長

ありがとうございます。

次に、報告事項（3）「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について」、事務局から説明をお願いします。

15 報告事項（3） 第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について

障害福祉課 石黒補佐

昨年この場で、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会を今年12月に開催させていただく旨を御報告させていただきました。

今回は、会場、事業概要等のフレームが決まっておりますのでご報告させていただきます。

それでは、お手元の資料、A4サイズの冊子を2枚おめくりください。

1ページ左側の基本理念としましては、障害のある方々の芸術文化活動を通して、障害への理解と認識を深めるとともに、障害のある方々の社会参加の促進を図ることを目的に開催いたします。

愛称・ロゴマークは、「ゲイジツのチカラ・あいち」です。

主催は、厚生労働省、愛知県、名古屋市になります。開催期間は、12月9日（金）から11日（日）まで、但し、美術・文芸作品展は12月3日から開催いたします。

会場及び開催日程については、愛知芸術文化センターや名古屋市民ギャラリー栄、名古屋三越などの、名古屋栄周辺の6つの会場となり、12月3日の愛知芸術文化センターから美術・文芸作品展が始まり、6日には名古屋市民ギャラリー栄が、9日には芸術文化センター大ホールで開会式を行い、全ての会場がオープンしていくという流れになります。

1枚おめくりいただきまして、3ページ、4ページの事業内容でございます。事業フレームとしては、大きく2つございます。芸術・文化祭と、4ページ下のふれあい交流になっています。

芸術・文化祭としましては、美術・文芸作品と舞台芸術等がありまして、美術・文芸作品は全国から作品を公募・展示する公募展と県内外で活躍しているアーティスト等の作品を展示する紹介展を行います。そして、舞台芸術等としましては、公募舞台の発表や、1つの演目を、公募で募集した複数の団体が演じる舞台発表、県内外で活躍している団体等の紹介舞台を行ってまいります。

ふれあい交流としましては、障害のある方・ない方が、交流できる機会となるようなステージや、障害者スポーツの紹介、講演会、バリアフリー映画等を行います。

また、1枚おめくりいただきまして、右側6ページ連携事業でございますが、名古屋市内だけでなく県内地域への展開を図るため、豊橋市や豊田市、大学等と連携して、あいち大会に関連した展覧会やトークイベントを開催してまいります。

もう1枚おめくりいただき、7ページあいち大会の特徴でございます。まちなか展開として多くの方々に、作品を観て頂けるようギャラリー等の文化施設だけでなく、デパートや銀行等でも作品展示等を行い、多くの方に触れていただけるよう工夫してまいります。

現在、来月頃には作品・舞台発表等の公募ができるようよう、募集体制の整備や応募要件の調整を行っています。

また、並行してあいち大会開催の告知チラシを作成しているところですので、出来上がりましたら、各委員の皆様にお送りさせていただきますので、何卒、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

高橋会長

ありがとうございます。

最後に、報告事項（４）「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

16 報告事項（４） 愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）の進捗状況について

特別支援教育課 尾本主査

愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について、まず、幼稚園、小中学校、高等学校に関わる部分を御報告させていただきます。

1「各学校における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率について」です。各小中学校における個別の教育支援計画の作成率は御覧のとおりとなっております。なお、この調査は、作成する必要がある児童生徒数を分母とし、作成していると回答した児童生徒数を分子として割合を算出しております。今後、教育支援リーフレット等を活用し、個別の教育支援計画を作成する良さを保護者へ伝えていくことで、作成率の向上を図ります。

2「中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の高等学校等への引継ぎについて」です。引継ぎ率は、60%となっております、特に公立高校、私立高校への引継ぎはまだ低いです。各中学校へ支援情報を確実に進路先へ引継ぐことの必要性を伝え、引継ぎ率向上を目指します。

3「特別支援教育に関する研修会への参加率について」です。様々な役割や立場に応じた研修会を実施し、内容の充実を図るとともに、特別支援教育に関する研修を受講したことがない教員が研修に参加できるよう、市町村教育委員会を通じて、各学校へ呼びかけてまいります。

4「特別支援学校教諭免許状の保有率について」は、22.5%となっております、まだまだ全国平均を下回っております。今後も免許状の保有率が上がるよう、認定講習の受講等と呼びかけてまいります。

5「小中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流について」です。昨年度より、人事交流の人数は増えており、教員の専門性の向上に役立っております。

特別支援教育課 伊藤補佐

続きまして、右側の特別支援学校における実施状況を御報告させていただきます。

まず、1「重複障害学級の増設について」でございます。平成26年度までの基準を見直しまして、昨年度から（１）と（２）を増設させていただきました。今年度も同じ基準で、重複障害学級を設置させていただきました。

2「専門性の向上について」でございます。（２）のイにありますように、本県の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は、全国平均より10ポイント以上低い状況にあります。保有率の向上に向けまして、上のアにありますように、昨年度の新規採用職員より選考試験において、特別支援学校教諭免許状を保有している方を対象とした特別選考を実施しております。また、免許状の取得に向けましては、引き続き各学校の管理職への指示や依頼をしております。

3「知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消について」でございます。県立半田特別支援学校の過大化の解消として、（１）イにありますように、知多地区の新設特別支援学校の整備を平成30年度の開校を目指して進めております。それから、県立春日台特別支援学校の過大化による教室不足の解消としましては、ウにありますように、尾張北東地区の新設特別支援学校の整備を平成31年度の開校を目指して準備を進めております。

4「長時間通学の解消について」でございます。(2)にありますように、今年度は知的障害特別支援学校2校において、1台ずつ増車を行いました。また、肢体不自由特別支援学校におきましては、2校に各1台ずつ増車いたします。

最後に、Ⅲ「就労支援について」御報告いたします。

1(2)にありますように、昨年度、拠点校の2校に、1名ずつ計2名の就労アドバイザーを配置いたしました。このアドバイザーは、実習先や就労先の開拓、企業等との連携について専門的に取り組んでおります。

また、2(1)にありますように、県立いなざわ特別支援学校、豊川特別支援学校の2校におきましては、今年度から職業コースを設置して、就労支援の充実を図っております。今後、順次、他の特別支援学校にも職業コースを設置していく予定でございます。

以上、つながりプラン策定後の実施状況について、今年度新たに実施するものを中心に、御報告させていただきました。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

また、この場をお借りしまして、昨年度の第3回障害者施策審議会において御質問いただいたことについて、御回答させていただきます。

小中学校や高等学校の授業等において、精神障害についてどれくらい取り扱っているのかという御質問をいただきました。

まず、小中学校についてですが、精神障害に特化した授業ということでは把握が難しいですが、例えば、総合的な学習の時間という授業がございます。こちらの方で、福祉、健康などの学習課題を取り上げる中で、精神障害について取り上げることは考えられます。

高等学校におきましては、高等学校の教科で、「福祉」という教科がございます。こちらの教科の中には、「こころとからだの理解」という科目がございます。この科目の中で、生活機能障害の理解の内容がありまして、そこで精神障害についての内容を取り扱っております。

また、同じく高等学校の教科で、「看護」という教科がございます。こちらには、「老年看護」という科目や「精神看護」という科目がございます。こちらの方でも精神障害の内容を取り扱っております。また、他の高等学校の場合ですと、小中学校と同じように、総合的な学習という授業がございますので、こちらの方で、精神障害について取り扱うことが考えられます。

以上でございます。

高橋会長

ありがとうございます。

では、ただいま説明のありました報告事項4件について、御意見や御質問等があればお伺いします。いかがでしょうか。

川崎委員

障害福祉計画の中で、障害のある方の暮らしの場としてグループホームとあわせて出てきた地域生活支援拠点の進捗状況や情報があれば教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 保木井主幹

地域生活支援拠点の整備状況としましては、障害福祉計画の方で目標設定を行いまして、平成29年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備することとしています。

現在の進捗状況としましては、豊橋市が平成27年度中に、面的整備という形で出来上がっております。

それ以外については、準備中ということで、整備には至っておりません。

川崎委員

グループホームの整備が進まない中で、国が地域生活支援拠点というものを出してきたかと思います。

圏域に1つということでありましたが、できれば各市町村に1つずつあれば、障害のある方の暮らしの場が広がっていくかなと思います。

岡田委員

あいち健康福祉ビジョン2020の災害リスクの増大のところで、今回の熊本県や大分県の災害があったわけですが、平成26年度の愛知県が災害時要援護者支援体制マニュアルを改訂する際には、会議を開いていただいて、障害者団体も多く参加してマニュアルが作られたと思います。

それで、実際にどれくらい各市町村の要援護者の支援体制ができているのか、進捗状況が分かれば教えてください。

地域福祉課 加藤補佐

平成27年10月現在の状況ですと、災害時の要支援者の名簿の策定については、54市町村のうち30市町村ということで、少しずつ増えております。

引き続き各市町村の会議等で策定をお願いしてまいります。

岡田委員

名簿の策定についてはよく分かりましたけれど、現実には、福祉避難所などを設置する場合のマニュアルが各市町村にできていないといけないのではないかと考えております。

今回も発達障害とか自閉症の方が避難所に入ることができなくて、車の中で寝泊まりしておられるという現状を聞いております。

安心して避難所生活を送れるよう、各市町村における体制整備を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

高橋会長

いかがでしょうか。今回の熊本県の地震で、福祉避難所における多くの問題点が新たに明らかになった、もう一度見直さないといけないのではといった御意見かと思いますが。

地域福祉課 加藤補佐

愛知県では、災害福祉の広域支援に関する協議会を設置しております。

今年度この会議を開催していく中で、福祉避難所も含めて、支援の在り方を検討していくこととしておりますので、御意見を参考にさせていただきます。

高橋会長

では、今回の地震の結果も受けて、その辺のところも評価していただいて、さらに実効性のある計画にし、取り組んでいただければなと思います。よろしくお願いたします。

この件についてはこれくらいでいいでしょうか。

次に、差別解消調整委員会が今年度から設置されるわけですが、この件については、このスキームによる

しいですか。御質問等いかがでしょうか。

宇佐美委員

1点質問なのですが、今回までに伺ったお話ですと、民間事業者については基本的に国の方で所管しているが、権限を県に移管することができるというようなことを御説明いただいているわけですが、実際に、国は、県に移管する方向性なのか、それとも国で責任を持ってやっていく方向性なのか教えていただきたいと思います。

障害福祉課 伊藤主任主査

平成27年7月27日付けで政令が出ておまして、地方公共団体に権限が下りているものについては、地方公共団体でできるということになっております。よって、必ず、地方公共団体でやりなさいというようなことではありませんが、基本的には、権限が下りてきているものは、地方公共団体で行うという認識を持っています。

高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

次に、報告事項(3)の芸術文化祭については、いかがでしょうか。

園田委員

このイベントを開催するのは良いと思いますが、私たち、耳が聞こえない人の情報保障はどのようになっているのでしょうか。

例えば、手話通訳や要約筆記はつくのか、どこまで進んでいるのか教えてください。

美術作品の展示等において、そこに作品について説明される方がいると思います。そういった場合において、聴覚障害のある方はコミュニケーションが難しいという問題があります。手話通訳者などがいるか、又は説明を文章で見ることができるようになっているのか教えてください。

障害福祉課 石黒補佐

情報保障ということですが、この企画を決めていく中で、聴覚障害者協会や愛難聴の皆様からのお話を聞いて進めているところですが、例えば、文芸作品でございますとタブレットを用意して、文字情報で作品についてお伝えすることを考えておまして、映画や舞台につきましても、できる範囲内で、字幕や音声で対応させていただくことを検討しております。

園田委員

できる範囲内というのは、100%ではないということでしょうか。

障害福祉課 石黒補佐

予算の問題もございますので、具体的には申し上げられないところではありますが、100%つけることができるよう頑張っていきたいと考えております。

高橋会長

それと似たことですが、絵画展等について、盲やろうの方向けのツアーを組むとかはないのでしょうか。

障害福祉課 石黒補佐

盲ろうの方向けのツアーということですが、触って感じてもらえるようなワークショップなどを検討しています。

また、実際に作品をガイダンスするボランティアを養成していくことも考えております。

このように、盲ろうの方でも楽しめる企画を検討しておりますので、よろしく申し上げます。

高橋会長

要するに、鑑賞のバリアフリー化をいかに実現するかということだと思います。

せっかく愛知県で開催するので、こういった観点からも検討し、魅力のあるものにしていただければと思います。よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

それでは、大分時間も迫っております。最後の愛知県特別支援教育推進計画の進捗状況ですが、いつが最終年度でしたかね。平成30年度ですね。なので、あと3年で達成を目指す計画ということですので、それも踏まえて、皆様いかがでしょうか。

高橋会長

私から1つだけ。数値目標が挙がっているのですが、教諭免許状の保有率というのが愛知県は下の方から数えた方が早く、特別支援学校教諭免許状の保有率が全国平均30.7%に対して、愛知県が22.5%であります。しかし、特別支援学級は爆発的に増えている。

あと、3年間で全国平均を上回るという目標はいかに達成されるのかなと。もう少し具体的にお聞きできればと思います。

特別支援教育課 尾本主査

学校の方へ認定講習の受講について呼びかけていくことや、放送大学等を紹介していきます。

高橋会長

なかなか難しそうだかと正直思います。

魂が入らないと教育は駄目だと思いますので、そこのところは達成できなかったのではなく、達成できましたとなるように、ぜひ違った工夫もしていただければと思います。よろしく願いいたします。

この件について、他にいかがでしょうか。

土本委員

今の特別支援学校等の教諭免許状の保有率のところなのですが、専門性の向上(2)アで、公立学校教員採用選考試験において、特別支援学校教諭免許状の取得者を対象とした「特別支援教育に関する特別選考」を実施とあります。

採用された時点で免許状を持っている教員と持っていない教員がいるわけですが、持っていない教員が、採用後6年目、11年目までに、どれくらい保有率が上がっているのかだと思います。

全体で見れば、愛知県の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率61.8%に対して、全国平均72.5%と、全国平均より10ポイント程度低くなっているわけですが、採用されてからの保有率の向上という視点からは全国平均を上回っていると言うことができれば、現在の取組の効果が立証されると思いますので、御確認いただければと思います。

特別支援教育課 伊藤補佐

御意見ありがとうございます。

今、お話のありましたことについてですが、今手元に資料がないため、具体的な数字は申し上げることができませんが、初任者の保有率については把握しております。

また、全体の保有率についても把握しております。それから、特別支援学校の5障害種ごとの保有率も把握しております。

しかし、御指摘の6年目や11年目時点の保有率は調査しておりません。文部科学省が、平成32年度までに、特に特別支援学校の免許状の保有率は概ね100%にすると打ち出しておりますので、本県としましても、特に特別支援学校においては、免許状を持っていない教員に対し、管理職から指導をするよう伝えているところです。

このように、6年目、11年目といった時点では把握しておりませんが、初任者時点での免許状の保有率と全体の保有率を調査することで、各学校の実態を管理職の方で再度認識していただいて、それに基づいて、持っていない教員への指導していくようにしております。

高橋会長

ありがとうございます。

もし、可能であれば、今おっしゃったデータを次の審議会の時ぐらいにでも、資料としてお出しただければ良いと思いますが、可能でしょうか。

特別支援教育課 伊藤課長補佐

データがどこまで公表されているのかなどを確認しながら、可能であれば、紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

ありがとうございます。

そろそろ終了予定時刻も近づいてきました。報告事項についてはこれで終わらせていただきたいと思います。様々な御意見をいただきましたので、また、これを活かしていただければと思います。

最後に、ぜひこれだけは言っておきたいということがあれば、お伺いしますが、いかがでしょうか。

井上委員

昨年の3回目の審議会における私の質疑について、伊藤様から御回答いただき、ありがとうございました。

小中校の総合的な学習の時間の中で、先生の裁量で精神障害に関する学習の場があるということでしたが、もう一步踏み込んで、カリキュラムの中に入れてほしいなと思います。

精神障害のある人は、人口比率で1%、そう鬱病も含めると、それ以上となることから、ぜひ若い人たちにも知っていただきたいと思っておりますので、カリキュラムの中に入れていただくことを切望いたします。

特別支援教育課 尾本主査

ここで、私が入れますとも入れませんとも言にくいので、御意見としていただくということでよろしいでしょうか。

井上委員

はい。よろしく申し上げます。

園田委員

今年4月1日から、障害者差別解消法が施行されました。

私たちの暮らしが変わるかもと期待しておりましたが、どうでしょうか。2つ気付いたことがあります。

1つ目は、愛知県のホームページを見ていると、例えば、知事の記者会見では、字幕が付いていないのです。私たちの情報保障は一体どうなっているのかと思いました。まだまだだなと思いました。

2つ目は、手話通訳の派遣についてですが、今まで市町村の福祉課に依頼をして、派遣を認めていただいていた。この前、学校教育の現場への派遣について、福祉課に依頼をしましたところ、学校が責任を持って準備するべきであるというのが基本的なスタンスということだったため、学校に依頼したということがありました。それぞれの課で責任を持って準備すべきと思いますが、法が施行されて間もないということもありますので、当面の間は、従来どおり福祉課で受け付けていただきたいと思います。その辺りの指導はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

字幕については、確認をしてみたいと思います。

手話通訳の派遣については、市町村の福祉課と学校との連携がうまくいっていなかったのだと今のお話を聞いて思いました。明確に、こちらの意図が伝わっているのかというところがございますので、引き続き普及啓発をしっかりやっていきたいと思えます。

高橋会長

それでは、まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、お時間も迫ってまいりましたので、本日のこれもちまして終了させていただきたいと思います。

様々な有益な御意見や御質問をいただきました。ありがとうございました。

事務局においては、今日出ました御意見を踏まえ障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いいたします。

では、事務局にお返しします。

17 閉会

本日はお忙しい中を長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございました。

なお、今年度2回目の障害者施策審議会は、委員改選後の7月28日に開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

以上で、平成28年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

印

署名人

印